

### 児童扶養手当制度の内容変更

■支給回数現行の年3回支給が、11月から、2か月分ずつ年6回(1月・3月・5月・7月・9月・11月)支給に変更※11月は、8月・10月分を支給■手当額適用期間8月分(翌年7月分が、令和元年度から、11月分は翌年10月分に変更)子育て支援課手当助成係(☎042-387-9839)

### 未婚の児童扶養手当受給者の方に臨時・特別給付金を支給

10月に消費税率が引き上げられることに伴い、今年度限りの臨時・特別の措置として、給付金を支給します。

■支給額1万7千500円(令和11月分の児童扶養手当の支給を受ける方(全部支給停止者を除く)で、10月31日までに、婚姻をしたことがない方)

### 現況届の提出を忘れずに

下表の手当や助成を受けていて、更新手続き(現況届)が必要な方に、届出の用紙を郵送します。必要事項を記入のうえ、それぞれの期限までに提出してください。

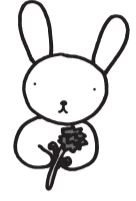
この届出をしないと、8月(制度によっては10月または11月)以降、手当や助成が受けられなかったり、来年分の医療証の交付がさ

手当・助成制度名	問合せ
① 児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成、※乳幼児医療費助成、※義務教育就学児医療費助成	子育て支援課 手当助成係 (☎042-387-9839)
② 特別児童扶養手当、特別障害者手当等、重度心身障害者手当	自立生活支援課 障害福祉係 (☎042-387-9842)

①の※は、更新手続きに必要な情報(課税情報等)が確認できる場合、現況届を省略

れないなどのおそれがありますのでご注意ください。

元年度児童扶養手当現況届、申請書および戸籍謄本を直接、子育て支援課手当助成係(☎042-387-9839)へ



### ファミリー・サポート・センター会員説明会

登録を希望する方のために、会則、援助活動までの流れ、仕組みを説明します。

時8月23日(金)午前10時～11時30分所保健センター(対▽依頼会員)



前申込) 8月9日から、電話でファミリー・サポート・センター(☎042-320-1770) 11日曜・祝日を除く午前9時～午後5時)へ

### LINE相談 一子二子親二子相談 @東京

東京都では、8月1日から児童虐待を防止するための、LINEを利用した、子どもや保護者からの相談窓口を本格実施します。気軽に相談ください。

時午前9時～午後9時(土曜・日曜・祝日は午後5時まで) 問都福祉保健局少子社会対策部計画課(☎03-5320-4137)、子ども家庭支援センター(☎042-321-1316) 11日曜・日曜・祝日を除く)



登録用QRコード

### 就学援助制度 入学時学用品費を増額

就学援助制度の入学時学用品費を小学校5万600円、中学校5万7千400円に増額します。すでに、前倒し支給で平成31年3月に受給されている方で、令和元年度4月認定を受けている世帯には、差額の1万円を支給します。

なお、すでに受給中の方は、改めて申請する必要はありません。詳しくは、学務課で配布しているお知らせや市ホームページをご覧ください。

問学務課学務係(市役所第二庁舎7階 ☎042-387-9874)

### 子ども家庭支援センター プレママ・プレパパ ようこそ ゆりかごへ

助産師や先輩ママを囲んで、産後の育児について話します。



時9月5日(木)午後2時～3時 所子ども家庭支援センター(対妊婦とパートナー(妊婦一人での参加も可) ※第一子出産の方を優先) 8組(申込順) 8月6日から、電話または直接、子ども家庭支援センターゆりかご(☎042-321-3141) 11日曜・日曜・祝日を除く)へ

### 子育てパパの筋トレ講座

時9月8日(日)午後2時～4時所公民館貫井北分館(家庭でもできる筋力トレーニング講師 岡村卓哉さん(スポーツインストラクター)ほか) 市内在住・在勤・在学中、小学生までの子育てをしている男性の方(定16人(申込順)) 他保育あり(2歳以上。10人。要事前申込) 8月2日から、電話または公民館貫井北分館窓口(☎042-385-3401)へ



## 子ども家庭支援センター実施事業のご紹介

【①育児支援ヘルパー】 3,000円(住民税非課税世帯等は無料)。その他実費負担あり 申請書に必要事項を明記し、郵送、ファクスまたは直接、同センターへ

【③虐待相談】 皆さんの周りで「虐待かな?」と思うような出来事があれば、すぐに同センターへご相談ください。相談者の秘密は守られます※虐待に当たらない場合でも責任は問われません ■虐待通報専用電話 ☎042-321-3146=月曜～土曜日午前9時～午後5時 ■ファクス相談 FAX042-321-3190 ※緊急時は、児童相談所全国共通ダイヤル(☎1189)にご連絡ください。つながらない場合は(☎0570-064-000)へ

—◇共通◇— 他①②の申請書は同センターで配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます 問子ども家庭支援センター(〒184-0015貫井北町5-18-18 ☎042-321-3161 FAX042-321-3190)

【②子どもショートステイ】 保護者の方が、傷病、看護、冠婚葬祭、出張、育児疲れ、育児不安などで、子どもを養育することが困難になったときに、市が指定する児童養護施設で短期間(宿泊)、子どもをお預かりします。 また、施設から現在通っている市内の保育園や学校への送迎も可能です。 なお、利用を希望する方は事前にご相談ください。 対市内在住の2歳～小学生 ¥1泊

## 義務教育就学児医療費助成制度申請の受け付け

市内在住で、医療保険に加入しており、他の公的医療保障を受けていない小学校4年生～中学生までの児童の保護者の方で、平成30年中の所得が所得制限内になった方は、申請により10月1日から義務教育就学児医療費助成を受給することができます。

令和元年9月30日まで有効期間のある義務教育就学児医療費助成制度の医療証をお持ちの方は、改めて申請する必要はありません。

■所得制限 右表のとおり

■申請書配布場所 子育て支援課(市役所第二庁舎3階)、市ホームページ

■必要書類 ▷⑦医療証交付申請書 ▷児童の健康保険証の写し 他申請書には必ず押印してください

■8月1日～9月6日(消印有効)に、郵送で必要書類を子育て支援課手当助成係(〒184-8504住所不要 ☎042-387-9839)へ

扶養親族の人数	所得制限限度額
0人	630万円
1人	668万円
2人	706万円
3人	744万円
4人以上	1人増すごとに38万円を加算